



島根県報

令和5年11月21日（火）

第 4 6 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

種畜証明書の書換交付の通報	（畜 産 課）	2
保安林予定森林（5件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了（2件）	（都 市 計 画 課）	7
-------------------	-------------	---

【正 誤】

令和5年10月31日付け島根県報号外第117号中	（農山漁村振興課）	8
--------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第763号**

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
22301150003	曜光（日馬血30301 0984）	ブルトン種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

島根県告示第764号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡津和野町長福1335-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第765号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市田頼町字鈴廻62-1、字車山1625-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第766号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市田頼町字車山1624、1625－1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字車山1624・1625－1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第767号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市田頼町字八幡谷85、字車山1612－3、1613、1625－14、字榎廻147－4、字大平1591
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八幡谷85・字車山1612－3・1613・1625－14・字榎廻147－4・字大平1591（以上6筆について次の図に示す

部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第768号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町小田965-1、967-1、1469

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小田965-1・967-1・1469（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第769号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐 東京都中央区明石町6番4号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	井出 武美	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木 2-5-1	梅原 晋一	
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1-48-1	木山 剛史	
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木 1-5-88	仙田 道生	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市玉湯町湯町1755-1	新宮 寛人	
(株) 川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 朋弘	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央 2-3 船場センタービル 6 号館 2 階	中平 浩司	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町 9-1	逸見 俊輔	
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋 3-10-5	長谷川 恒則	
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目 1 番27号	福田 三千男	
(株) ライトオン	茨城県つくば市野崎260-1	藤原 祐介	
オルビス (株)	東京都品川区平塚 2-1-14	小林 琢磨	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町 1-3-9	中林 秀雄	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士	
木次乳業 (有)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1-4-14	矢野 靖二	
(株) ジュー	山口県山口市佐山10717-1	柚木 治	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介	
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	
(株) アニメイト	東京都豊島区東池袋 3-2-1	藤木 潤	

(株) ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6 6ナカヒロビル6階	石井 美耶子	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号ス フィアタワー天王洲27階	田中 修治	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次	
(株) 手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448-1	畑 陽介	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫	
(株) ティダ・ダイニング	島根県松江市雑賀町1157	錦織 雄介	令和5年4月30日 退店
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11番34号	滝 信良	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	梅原 晋一	
(有) メガネのモチダ	島根県松江市乃白町3番地3	持田 裕子	令和5年3月1日 住所変更
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 剛史	
(有) ストローアンドウエイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市玉湯町湯町1755-1	新宮 寛人	
(株) 川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 朋弘	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号	杉本 英輔	令和5年4月14日 代表者及び住所変更
(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	令和4年8月1日 住所変更
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 俊輔	
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	保元 道宣	令和4年12月10日 代表者変更
(株) アダストリア	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号	福田 三千男	
(株) ライトオン	茨城県つくば市野崎260-1	藤原 祐介	
オルビス (株)	東京都品川区平塚2-1-14	小林 琢磨	
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市斐川町黒目1164	玉木 輝久	令和5年2月1日 住所変更

(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 周平	
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	
木次乳業(有)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二	
(株) ジーユー	山口県山口市佐山10717-1	柚木 治	
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 英介	
菅田(株)	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	
(株) アニメイト	東京都豊島区東池袋3-2-1	藤樹 潤	代表者錯誤
(株) ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6ナカヒロビル6階	石井 美耶子	
(株) エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号スフィアタワー天王洲27階	田中 修治	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次	
(株) 手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448-1	畑 陽介	
(株) キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	尾田 信夫	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11番34号	滝 信良	
(株) キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2-21-1	城戸 一弥	令和5年4月7日 入店

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年11月8日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸山達也

1 開発区域

大田市川合町川合字出岡1085番地1の一部(一筆)

面積 9,637.70平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町川合町川合1081-2

社会福祉法人大田市社会福祉事業団 理事長 田辺 智子

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市宇賀荘町字新御堂713番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町802番地9

安部 瑠磨

正 誤

令和5年10月31日付け島根県報号外第117号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から14	からいこいの村しまね鳥獣保護区の項までの規定中	中「95ヘクタール」を「69ヘクタール」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表市木鳥獣保護区の項中「715ヘクタール」を「590ヘクタール」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表二ツ山鳥獣保護区の項中「250ヘクタール」を「223.2ヘクタール」に、「平成25年11月1日から平成35年10月31日まで」を「令和5年11月1日から令和15年10月31日まで」に、「島根県農林水産部森林整備課」を「島根県庁」に、「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改め、同表いこいの村しま

	ね鳥獣保護区の項中「250ヘクタール」を 「246.4ヘクタール」に、
--	--